

白岡市
障害福祉計画

(案)

白岡市

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画の基本的考え方	1
2	計画の性格と期間	4
3	計画の基本理念と基本的な視点	7
4	計画の策定体制	8
第2章	障がい者（児）等の現状と課題	9
1	障がい者（児）を取り巻く現状	9
2	サービスの利用状況	15
3	通学・就労の状況	18
4	障がい者を取り巻く課題	20
第3章	事業計画	21
1	障害福祉サービスの全体像	21
2	見込量の設定について	24
3	平成29年度における目標値（成果目標）	28
4	指定障害福祉サービスの見込み	33
5	地域生活支援事業	43
6	サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	47
第4章	計画の推進	48
1	計画の推進のために	48
2	推進体制の整備	48
資 料 編		50

第1章 計画の概要

1 計画の基本的考え方

(1) 計画策定の背景

平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、支援費制度の対象であった身体障害者・知的障害者に、精神障害者も含めて、地域での生活支援を行うことになりました。この障害者自立支援法では、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村で障害福祉計画（計画期間は3年）を作成することが義務付けられました。

また、平成25年4月から施行された障害者総合支援法では、様々な見直しも図られましたが、これまでと同様に市町村障害福祉計画を策定して、障害福祉サービスの提供体制の確保について定めることとされています。下記のように、障がい者が地域の一員としてともに生きる社会づくりをめざした様々な法の整備が進められてきています。

近年の主な法制度の動向

- 平成23年 ・ 障害者基本法 改正
- 平成24年 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）施行
- 平成25年 ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行
 - ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）施行
 - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）公布（平成28年4月1日施行）

(2) 計画策定の趣旨

障害者自立支援法の施行を受け、平成19年3月に「第1期白岡町障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）を策定し、以降、3年ごとに見直し、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に努めてきました。

「第3期白岡町障害福祉計画」が平成26年度で期間満了を迎えるにあたり、法制度等の変更点や障害福祉サービスの利用実績等を踏まえて、「第4期白岡市障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定するものです。

< 障害者総合支援法 >

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを趣旨として、それまでの「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」となりました。平成25年4月から一部施行、平成26年4月から完全施行されており、障害者施策を段階的に講じるため、施行後3年を目途に、今後さらに検討を進めていくとされています。

●改正のポイント

1. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

2. 障がい者の範囲

- 「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。
- 障がい児の範囲も同様に対応する。

3. 障害支援区分への変更

それまでの「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定にあたっては適切な配慮等を行う。

4. 障がい者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大
- ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③地域移行支援の対象拡大
- ④地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

5. サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

< 障害福祉計画の内容 >

「障害者総合支援法」及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方及び県の方針との整合性を図りつつ、地域の実情を踏まえた計画を策定します。

基本理念

【障害者総合支援法の基本理念】

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念とする。

障がい者等の自己決定の尊重
と意思決定の支援

市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備



提供体制の確保に関する基本的考え方

【障害福祉サービス】

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

【相談支援】

- 利用者数の増加等に応じた体制の確保
- 個別サービス等利用計画における総合的な調整と必要に応じた見直し
- 特定相談支援事業所の充実
- 地域移行支援及び地域定着支援に係るサービス提供体制の充実・確保
- 協議会の設置

【障がい児支援】

- 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、関係機関との連携のもと、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制の構築
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援について障害福祉計画に定め、取り組みを推進



【市町村障害福祉計画で定める項目】

- 1 市町村障害福祉計画の基本理念等
- 2 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
- 3 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策
- 4 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 5 医療機関や教育機関等関係機関との連携に関する事項
- 6 市町村障害福祉計画の期間
- 7 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

- この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」にあたるものです。
- この計画は、国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。
- この計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「埼玉県障害者支援計画」を踏まえるとともに、市の総合振興計画、障害者基本計画などの関連計画との整合性を持って策定するものです。

(2) 計画の対象者の範囲

この計画における「障がい者」とは、「障害者総合支援法」における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（対象疾病）をいいます。

また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障がい児をいいます。

< 「障害福祉計画」の位置づけ >

第5次白岡市総合振興計画

白岡市障害者基本計画

- 障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」にあたるもので、障がい者のための施策に関する基本的な計画
- 計画期間：平成25年度～平成29年度（5年間）
- 基本理念：「ともに生き ともに支え合うまちに」

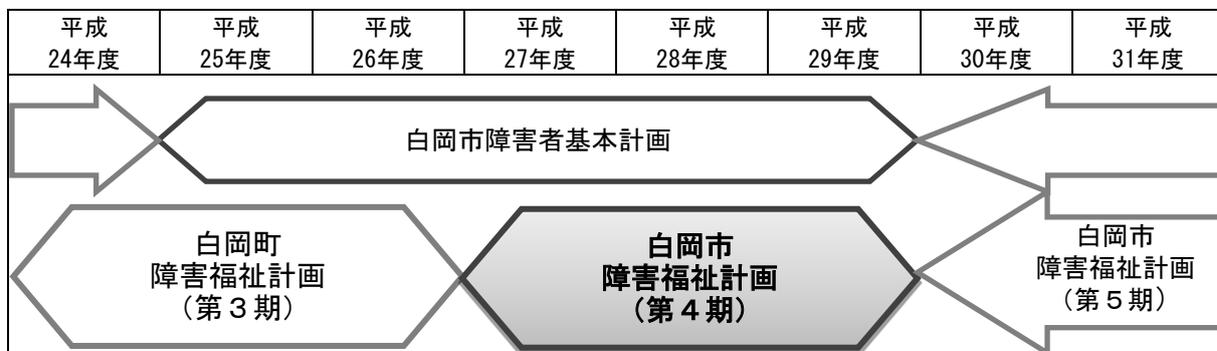
【基本目標】	【主要課題】	【施策の方向】
< I > みんなで理解を深め、 権利を護るまちにしよう	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援
	2 権利擁護の取り組みの充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 障がいのある人の参加促進
< II > 一人ひとりの生活が 充実したまちにしよう	1 地域生活支援体制の充実	(1) 相談支援体制等の充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) ボランティア等への支援
	2 日中活動の場の確保	(1) 日中活動系サービスの確保・充実
	3 住まいの場の確保	(1) 施設入所支援の機能の充実とサービスの質の向上 (2) グループホーム、ケアホーム等の確保・充実 (3) 住宅の整備等
	4 コミュニケーションの支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実
	5 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) スポーツ・文化活動の振興
< III > 共に学び、 共に働く まちにしよう	1 障がい児教育等の充実	(1) ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進 (2) 教職員の指導力の向上 (3) 相談体制の充実 (4) 学校施設の整備 (5) 保育の推進
	2 就労支援体制の充実	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と職場定着の支援 (3) 職業訓練体制の整備・充実
< IV > 安心・安全な まちにしよう	1 療育体制の充実	(1) 地域療育・相談体制の整備 (2) 発達障がい児・者支援の充実
	2 保健・医療サービスの充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 保健・医療体制の充実 (3) 公費医療負担制度の利用促進
	3 福祉のまちづくりの推進	(1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設等の整備
	4 安全な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実

白岡市障害福祉計画

- 障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉サービス等の確保に関する計画
- 計画期間：3年を1期とする。

(3) 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。



(4) 「障害」の表記について

「障害」という言葉について、本計画では、国の法令や制度、施設名、法人・団体等の固有名詞は「障害」と漢字表記としますが、それ以外は可能な限り、「障がい」とひらがな表記にします。

3 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

障害者総合支援法及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方を踏まえつつ、白岡市障害者基本計画において掲げている『ともに生き ともに支え合うまちに』という基本理念を継承し、障害福祉サービスを推進します。

基本理念：ともに生き ともに支え合うまちに

(2) 基本的な視点

基本的視点1 訪問系サービスの充実

障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅にて適切な支援が受けられるよう、訪問により提供されるサービスの充実に努めます。

基本的視点2 日中系サービスの充実

障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中活動に関するサービスの充実に努めます。

基本的視点3 地域生活移行の促進

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法における地域生活支援事業を充実し、地域における相談・支援や、移動・意思疎通支援等の日常的な活動への支援を図るとともに、地域活動支援センターを中心に活動と交流の機会への支援、その他地域生活を支える各種事業の充実に努めます。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定懇話会をはじめ以下の体制で行いました。

○白岡市障害福祉計画策定懇話会

障がい者やその家族、有識者・知識経験者、公募による委員等で構成され、計画策定に必要な審議を行いました。

○障がい者関係団体・関係機関等のヒアリング

障がい者などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、障がい者関係団体・関係機関等にヒアリング調査を実施しました。

○パブリック・コメント

本計画の内容について広く市民の意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 障がい者（児）等の現状と課題

1 障がい者（児）を取り巻く現状

（1）障がい者（児）数の推移

平成25年10月1日現在の障害者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）で1,282人、知的障害者（児）で267人、精神障害者で247人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害者（児）で2.51%、知的障害者（児）で0.52%、精神障害者で0.48%となっています。

平成19年以降の推移をみると、各障がいともに増加傾向にあります。特に身体障害者（児）と精神障害者が増えており、総人口に占める割合も伸びています。

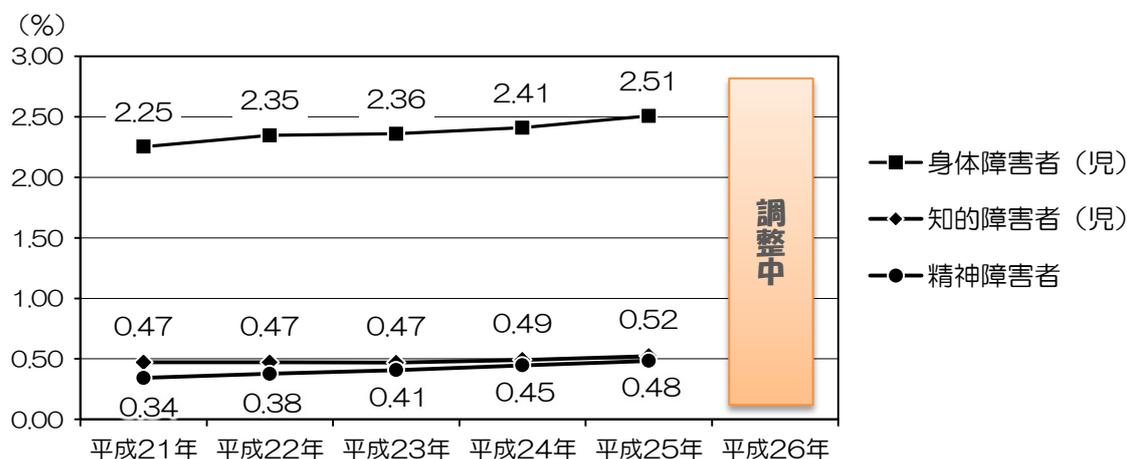
■ 障がい者（児）数の推移

単位：人

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	50,275	50,615	50,801	50,872	51,110	
身体障害者（児）	1,133	1,188	1,199	1,226	1,282	調整中
対人口比（%）	2.25	2.35	2.36	2.41	2.51	
知的障害者（児）	237	239	238	250	267	
対人口比（%）	0.47	0.47	0.47	0.49	0.52	
精神障害者	172	191	207	227	247	
対人口比（%）	0.34	0.38	0.41	0.45	0.48	

注）各年10月1日現在。総人口は住民基本台帳人口、障害者（児）数は手帳所持者数による。

■ 総人口に占める障がい者（児）の割合の推移



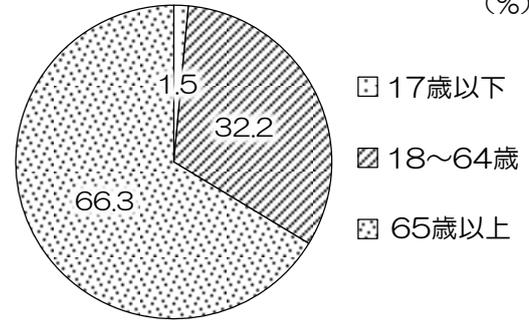
(2) 身体障害者（児）

平成25年10月1日現在の身体障害者手帳所持者における年齢区分割合をみると、65歳以上が66.3%を占めて多くなっています。

また、障がい種類別に推移をみると、内部障害が増加しています。

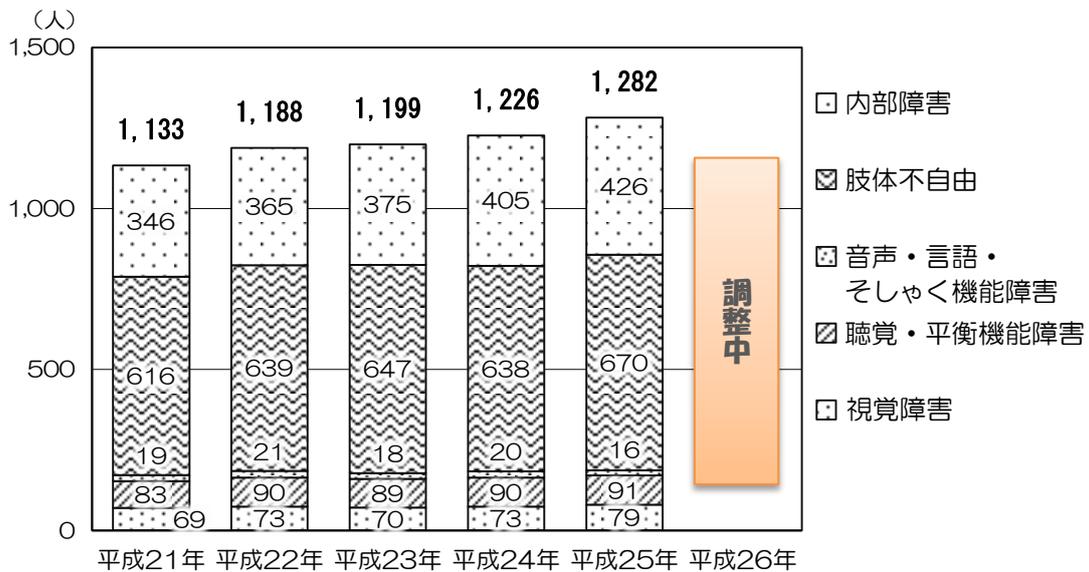
程度別では、1級や4級で増加しています。

■ 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）
（%）



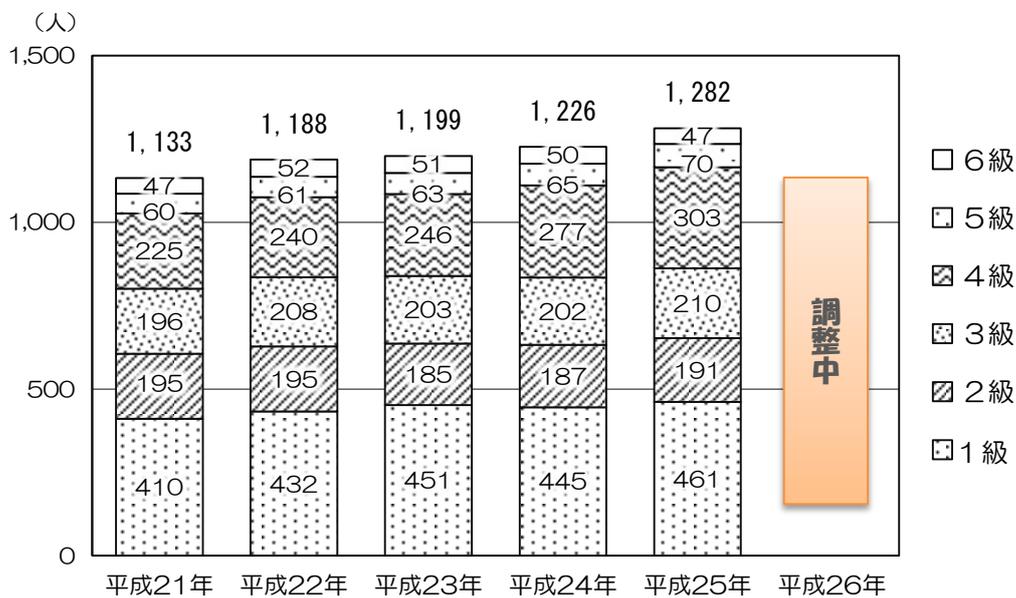
注) 平成25年10月1日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）



注) 各年10月1日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（程度別）



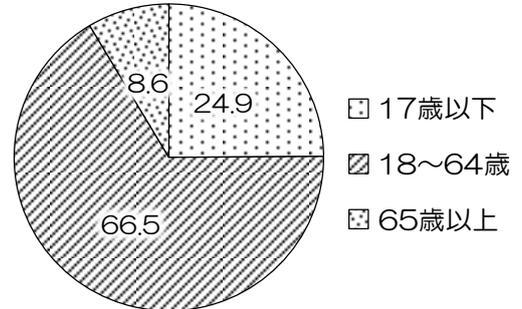
注) 各年10月1日現在

(3) 知的障害者（児）

平成25年10月1日現在の療育手帳所持者における年齢区分割合をみると、18～64歳が66.5%を占めて多くなっています。また、17歳以下は24.9%となっています。

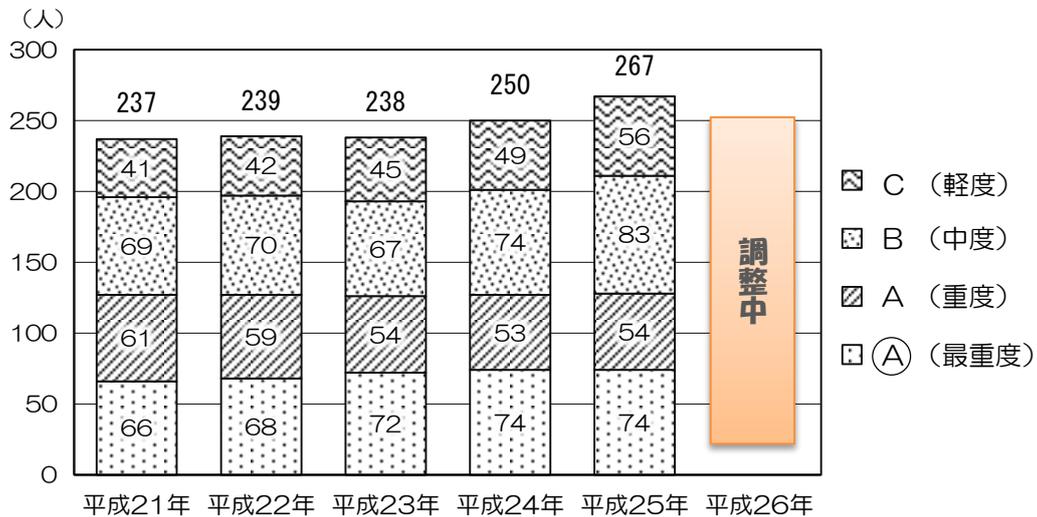
また、程度別にみると、C（軽度）とB（中度）が増加しています。

■ 療育手帳所持者数（年齢区分別）
(%)



注) 平成25年10月1日現在

■ 療育手帳所持者数の推移（程度別）



注) 各年10月1日現在

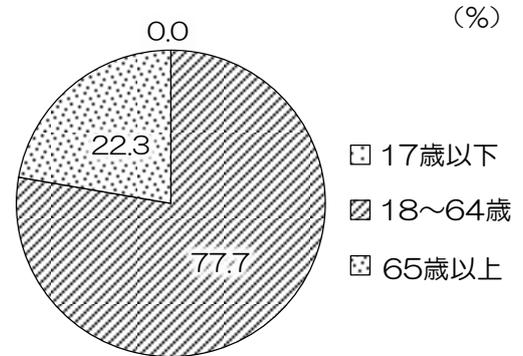
(4) 精神障害者

平成25年10月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者における年齢区分割合をみると、18～64歳が77.7%を占めて圧倒的に多くなっています。

また、程度別にみると、2級が増加しています。

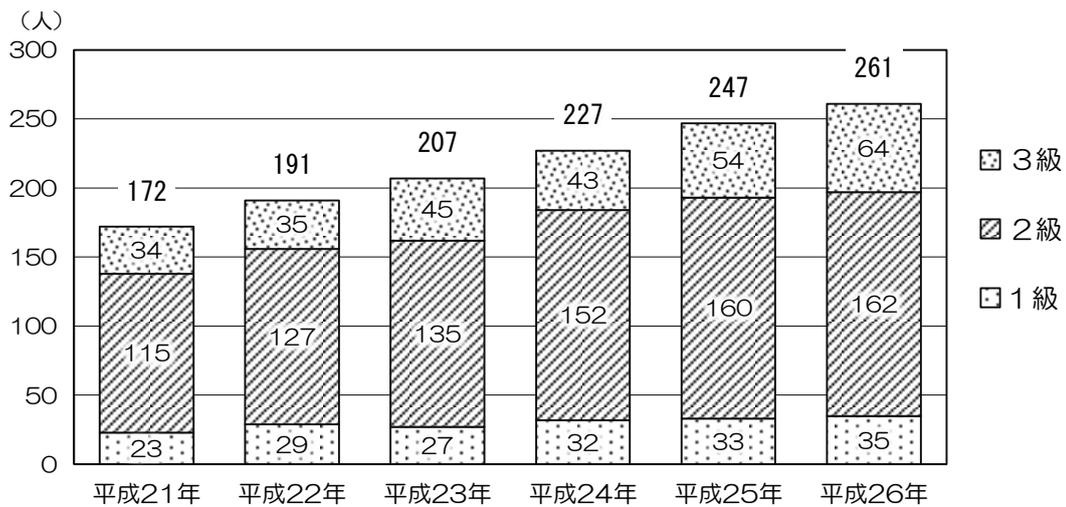
自立支援医療（精神通院医療）受給者数も年々増加し、平成25年度では565人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数
(年齢区分別)



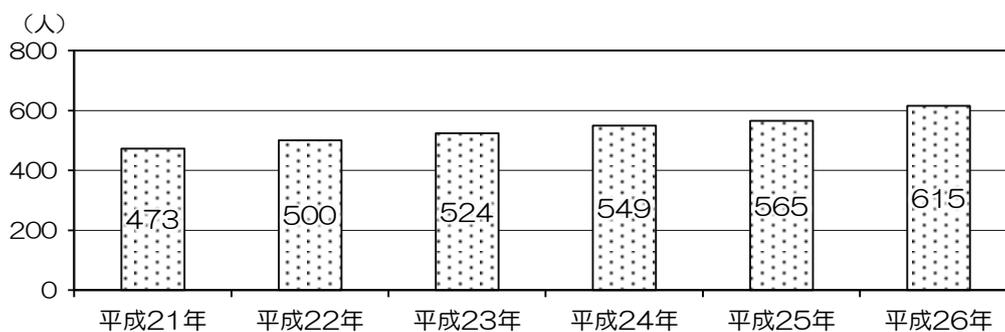
注) 平成25年10月1日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (程度別)



注) 各年10月1日現在

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

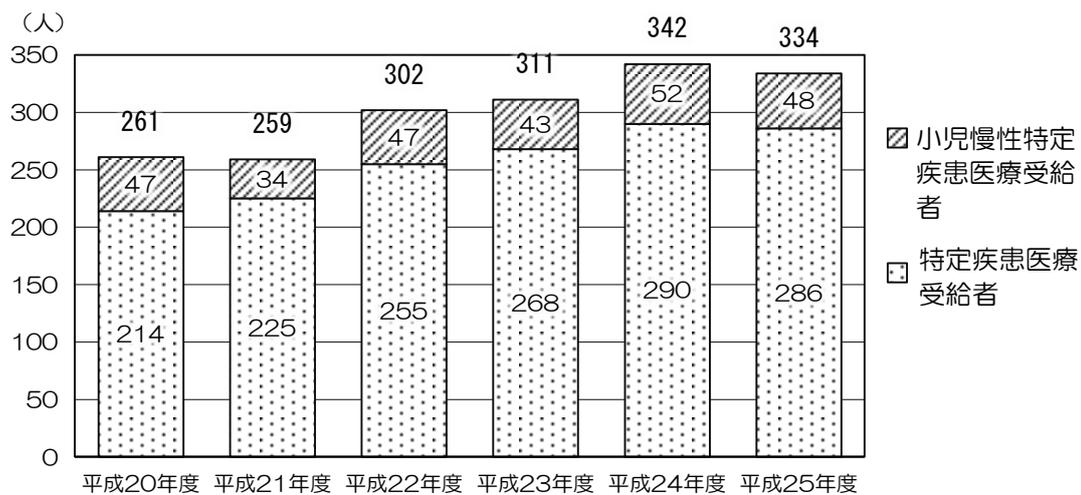


注) 各年10月1日現在

(5) 難病者

特定疾患医療給付及び小児慢性特定疾患医療給付の受給者数の推移をみると、特定疾患医療受給者数は全体的には増加傾向にあります。小児慢性特定疾患医療受給者数は増減しながらも横ばい傾向にあるとみられます。

■ 特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



注) 各年3月31日現在。幸手保健所

2 サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づく各サービスの利用実績は以下のようになっています。

(1) 指定障害福祉サービス等

※1か月あたり

項目	単位		平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問系サービス					
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	計画値	724	780	807
		実績値	539	539	584
日中活動系					
生活介護	人日分	計画値	660	1,122	1,144
		実績値	766	997	1,081
自立訓練（機能訓練）	人日分	計画値	44	44	44
		実績値	5	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	計画値	44	44	44
		実績値	51	19	18
就労移行支援	人日分	計画値	44	44	44
		実績値	22	33	108
就労継続支援（A型）	人日分	計画値	0	22	22
		実績値	0	0	4
就労継続支援（B型）	人日分	計画値	286	1,188	1,232
		実績値	262	1,043	1,182
療養介護	人分	計画値	3	12	12
		実績値	2	11	12
短期入所	人日分	計画値	40	40	40
		実績値	41	27	70
居住系					
共同生活援助 共同生活介護 （平成26年4月～共同生活援助と統合）	人分	計画値	5	8	8
		実績値	5.7	5.8	11.1
施設入所支援	人分	計画値	42	42	42
		実績値	41	43	42

※1か月あたり

項目	単位		平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談支援					
計画相談支援	人分	計画値	—	29	31
		実績値	0	1	5
地域移行支援	人分	計画値	—	0	1
		実績値	0	0	1
地域定着支援	人分	計画値	—	0	1
		実績値	0	0	2
障害児支援					
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	人分	計画値	—	—	—
		実績値	17	19	22
医療型児童発達支援	人分	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	人分	計画値	—	—	—
		実績値	0	0	2

(2) 地域生活支援事業

※年間

項目	単位		平成23年度	平成24年度	平成25年度
成年後見制度利用支援事業	実利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
コミュニケーション支援事業（平成25年4月～意思疎通支援事業）					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	計画値	10	11	11
		実績値	21	95	75
手話通訳者設置事業	実設置者数	計画値	—	—	—
		実績値	5	3	0
日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	給付等件数	計画値	2	2	2
		実績値	3	2	4
②自立生活支援用具	給付等件数	計画値	4	4	4
		実績値	5	3	5
③在宅療養等支援用具	給付等件数	計画値	2	2	2
		実績値	3	0	3
④情報・意思疎通支援用具	給付等件数	計画値	10	10	11
		実績値	5	5	4
⑤排泄管理支援用具	給付等件数	計画値	447	468	489
		実績値	263	308	327
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等件数	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実人数	計画値	—	—	—
		実績値	20	19	21
移動支援事業	実利用者数	計画値	23	24	26
		実績値	32	30	29
	延べ利用時間数	計画値	1,756	1,832	1,985
		実績値	1,605	1,321	1,237
地域活動支援センター	か所数	計画値	5	5	5
		実績値	5	5	5
	実利用者数	計画値	—	—	—
		実績値	23	16	19
任意事業					
①日中一時支援事業	実利用者数	計画値	16	17	18
		実績値	14	19	17
②訪問入浴サービス事業	利用回数	計画値	実施	実施	実施
		実績値	0	0	2
③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	実利用者数	計画値	実施	実施	実施
		実績値	0	1	0
④知的障害者職親委託制度	実利用者数	計画値	実施	実施	実施
		実績値	0	0	0
⑤社会参加促進事業	実利用者数	計画値	実施	実施	実施
		実績値	1	1	1

3 通学・就労の状況

(1) 通学の状況

平成25年度末現在、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）在籍者数は27人となっています。平成25年度末の卒業生数は3人で、卒業生の進路は障がい者支援施設となっています。

■ 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）在籍者数（市内在住者のみ）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学部	8	6	6	5	7
中学部	13	14	11	7	4
高等部	12	18	18	17	16
合計	33	38	35	29	27

各年度末現在

資料：久喜特別支援学校、宮代特別支援学校、蓮田特別支援学校及び大宮ろう学園

■ 卒業生数・卒業生の進路（市内在住者のみ）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
進学	0	1	0	0	0
就職	0	0	0	0	0
障がい者支援施設	2	3	4	8	3
在宅	0	0	0	0	0
合計	2	4	4	8	3

資料：久喜特別支援学校、宮代特別支援学校、蓮田特別支援学校及び大宮ろう学園

(2) 就労の状況

春日部公共職業安定所管内の数値として、平成25年度に雇用された障がい者の就職件数は226件となっています。

埼玉県内の障がい者雇用者率は年々上昇しているものの、法定雇用率（2.0）を下回る1.71となっています。

■ 障がい者雇用の状況

項目	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
就職件数（件）	164	177	179	216	226
うち身体障がい者（件）	50	62	58	79	78
就業者（人）	691	774	895	1,020	1,197
うち身体障がい者（人）	362	404	444	479	511
新規求職申込件数（件）	469	515	497	527	567

※春日部公共職業安定所管内の数字。（年度合計。ただし、就業者は年度末の数字）

■ 雇用率の推移

項目	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
障がい者雇用率（%）	1.54	1.59	1.51	1.62	1.71

※埼玉労働局管内の数字。（年度合計）

参考：平成25年6月1日現在 全国値 1.76

4 障がい者を取り巻く課題

計画策定にあたり、障がい者関係団体・関係機関等のヒアリングを実施し、障がい者の生活状況や意見・要望等の把握を行いました。

基礎データの分析やヒアリング結果から、障がい者を取り巻く課題を取りまとめると、以下のような点があげられます。

○情報提供の充実

手帳所持者数は増加傾向にあり、サービス利用者も増えています。また、難病患者もサービス利用対象となるなど、対象範囲も広がりました。サービスの情報が必要とする人に着実に届くよう、きめ細かな情報提供体制の充実が課題としてあげられます。

○理解の促進

障がい者が地域で生活を続けていくには、障がいの特性や障がい者に対する、地域の正しい理解と支え合いが必要です。そのため、地域住民に対する啓発活動を継続的に進めることが課題としてあげられます。

○相談支援体制の整備

地域自立支援協議会を中心として、相談支援体制の整備が進められています。また、適切なサービスの利用に向けては、指定障害者相談支援事業者によるケアマネジメントの充実が重要です。地域自立支援協議会の機能の充実とともに、指定障害者相談支援事業者の充実・強化などが課題としてあげられます。

○就労支援の充実

働くことは、経済的自立だけでなく、生きがいや生活の質の向上にもつながる大切なものですが、依然として障がい者の就労先は多くありません。学校卒業後の就労先や居場所について不安をもつ人、さらに、就労継続のための支援について不安をもつ人も少なくありません。就労意欲を持った障がい者が、就労を通じて充実した生活が送れるよう、事業所との連携を強化するなど、一層の支援の充実を図ることが課題としてあげられます。

○サービス基盤の整備

日中活動の場や就労の場、グループホームなどの暮らしの場といった生活基盤の確保が重要ですが、障がい児も含め、まだまだサービスが不足している現状があります。サービス提供事業者の参入を促進するなど、サービスの提供基盤の整備が課題としてあげられます。

第3章 事業計画

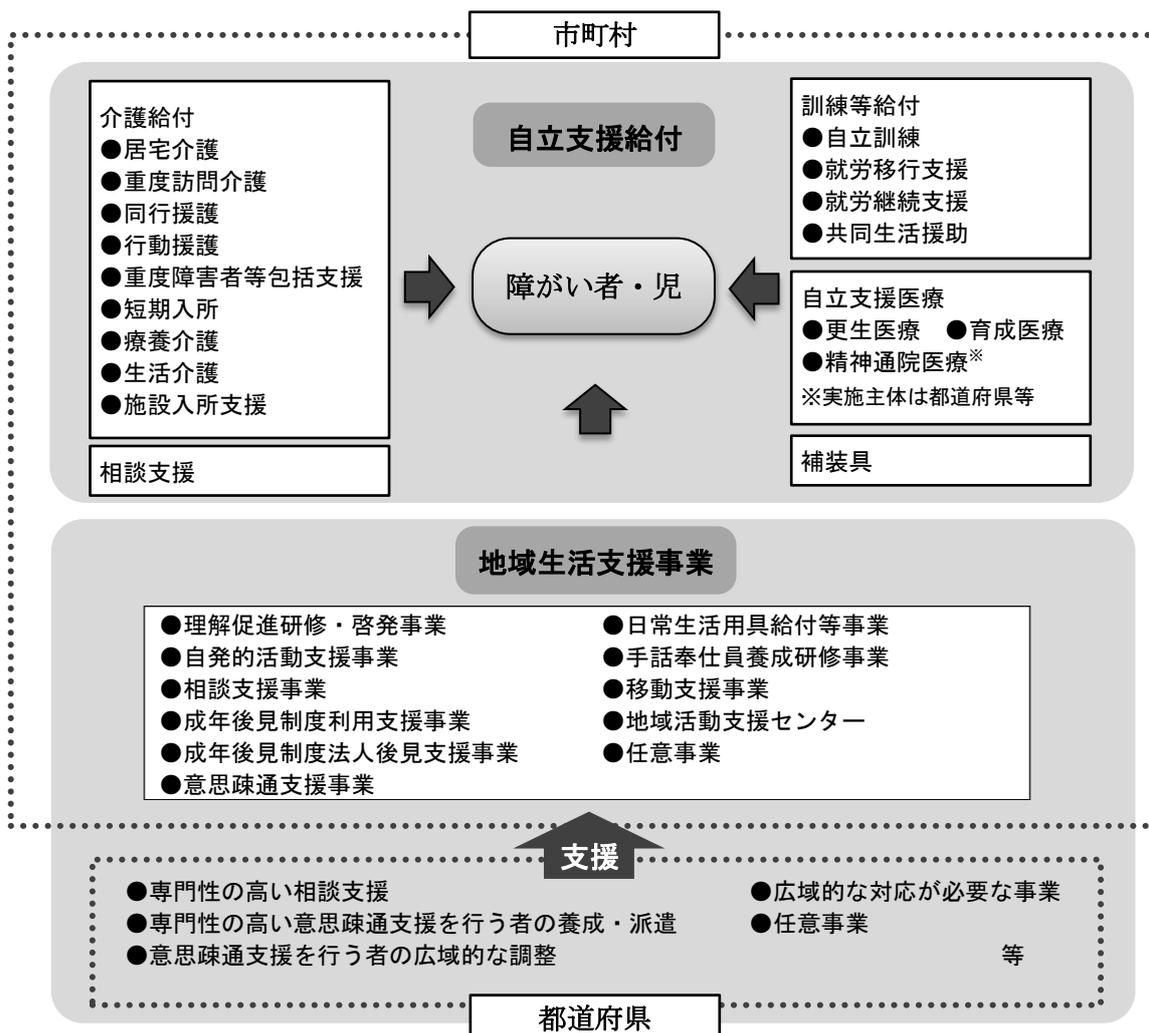
1 障害福祉サービスの全体像

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえて、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「地域相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■ 障害福祉サービスの全体像



入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能です。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護※
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

プラス

住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援（グループホーム等）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

■ 相談支援体系

障がい者の相談支援体系

サービス等 利用計画	指定特定相談支援 事業者 （計画作成担当） ※事業者指定は、市町 村長が行う。	●計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 ●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談）
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援 事業者 ※事業者指定は、都道 府県知事、指定都市 市長及び中核市市 長が行う。	●地域相談支援（個別給付） ◇地域移行支援 （地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ◇地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談）

障がい児の相談支援体系

サービス等 利用計画	居宅サービス	指定特定相談支援 事業者 ※事業者指定は、市 町村長が行う。	●計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 ●基本相談支援 （障がい児や障がい児保護者等からの相談）
障害児支援 利用計画	通所サービス	障害児相談支援事 業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市 町村長が行う。	●障害児相談支援（個別給付） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■「児童福祉法」による障がい児を対象としたサービスの概要

障害児施設	障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」）、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の2つに分かれています。
居宅サービスと通所サービスの一体的利用	通所サービスの実施主体が平成24年より市町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	学齢児を対象とした放課後支援が充実されるとともに、障がいがあっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスが創設されています。

■市町村・都道府県における障害児を対象としたサービス

市町村	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
都道府県	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
		医療型障害児入所施設

2 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「指定相談支援」、「障害児通所支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

（1）障がい者（児）数の見込み

障がい者数（手帳所持者数）は緩やかに増加してきました。計画期間中もこの傾向は続くものと考えられ、平成29年度には合計2,036人となるものと見込まれます。

■ 障がい者（児）数推計値

単位：人

項目	実績値	推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がい者（児）	調整中	1,364	1,393	1,415
知的障がい者（児）		304	323	344
精神障がい者		263	270	277
合計		1,931	1,986	2,036

注）各年10月1日現在。数値は手帳所持者数による。

(2) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

算出にあたっては、手帳所持者の推移、平成24年度以降のサービス種別の利用実績の推移や利用意向などの市の状況を考慮しました。

(3) 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、障がい者の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量算出にあたっては、手帳所持者の推移、平成24年度以降のサービス種別の利用実績の推移や利用意向などの市の状況を考慮しました。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

市では「地域自立支援協議会」において、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がい者を支えるネットワークの構築や福祉資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援策等について検討します。

■ 地域自立支援協議会の役割

埼葛北地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、4市2町の広域で設置し、定期的に協議を行っています。また、部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策等の検討を行っています。

【構成メンバー】

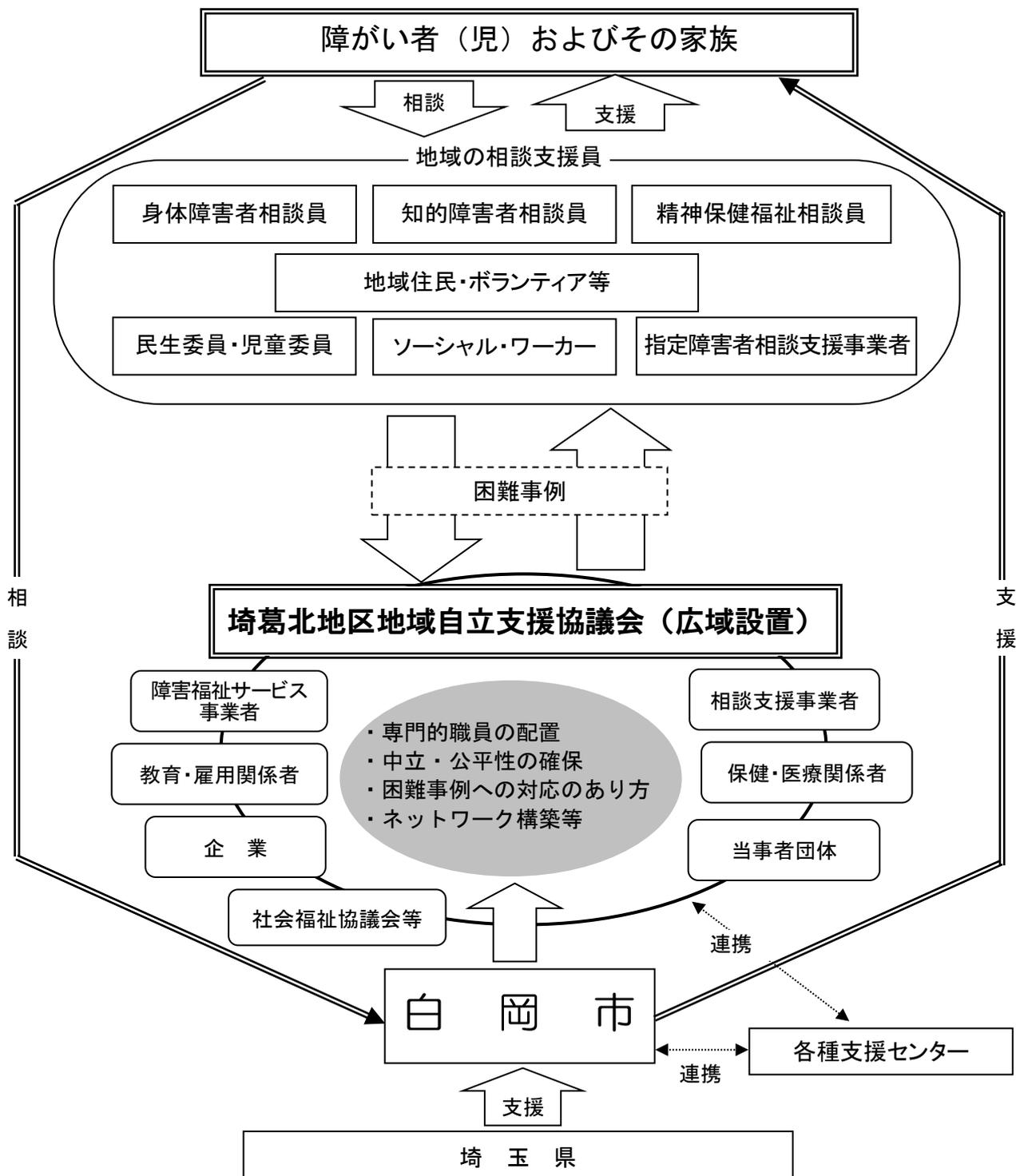
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、雇用支援機関、企業、障がい者団体、学識経験者など、地域の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成しています。

【協議事項】

- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関すること（当該事例の支援関係者等による個別の支援会議を必要に応じて開催しています）。
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 市町村相談支援機能強化事業に関すること。
- ・ 権利擁護や就労支援、虐待防止、ライフステージに応じた支援のあり方など、分野別の部会等の設置、運営等に関すること。

* 4市2町とは：利根（南）障害保健福祉圏域における市町で、幸手保健所管内の久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。

【地域自立支援協議会を中心とした連携イメージ】



3 平成29年度における目標値（成果目標）

本計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが主要課題となっています。これらの課題解決に向けて、平成29年度の基本的な目標（成果目標）を設定します。

また、成果目標を達成するために必要な活動指標を設定し、実施状況を確認するものとします。

（1）福祉施設から地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

しかし、埼玉県においては、入所施設が少ないという状況から、地域生活が困難で施設入所を希望しつつも入所できない障がい者が多数待機者となっています。その数は年々増加していることを踏まえて、入所者数を見込みます。

■ 【参考】国の基本方針（平成29年度までの目標） ■

- 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減する。（県は削減数の数値目標を設定しない）

【成果目標】

項目	人数等	備考
施設入所者数（A）	42人	平成25年度末時点の入所者数
【目標値】地域生活移行数（B）	1人	（A）のうち、平成29年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	2.4%	（B/A） 国・県の目標は12%以上
新たな施設入所支援利用者（C）	6人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成29年度末の入所者数（D）	47人	平成26年度末の利用人員見込 （A - B + C）

* 「平成25年度末時点の入所者数（A）」は、施設入所支援を利用している者の合計数

【今後の方向性】

- 地域生活への移行には住まいの確保が必要です。グループホームなどの生活基盤整備については、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 居住の場に加えて、在宅での生活を継続するためには、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となります。利用者に対する相談支援によるケアマネジメントを進め、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- 地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

【活動指標】

生活介護の利用者数、利用日数
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
施設入所支援の利用者数

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後３か月以内の退院率及び入院後１年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

■ 【参考】 県の基本方針 ■

- １年未満入院者の平均退院率を平成２９年度に７６％とすることを目標とする。（埼玉県地域保健医療計画（平成２５年度から平成２９年度）における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値とする。）
- 「入院後３か月時点の退院率」、「在院期間１年以上の長期在院者数」については設定しない。

【成果目標】

項目	人数等	備考
【目標値】 入院後1年時点の退院率	調整中 %	平成29年度 国の目標値は91%以上、県は76%とする

【今後の方向性】

- 精神科病院や入所施設からの地域生活への移行に向けては、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要になります。地域自立支援協議会を中心に、相談支援、情報提供等を進め、可能な限り、在宅生活に移行できるように、支援します。
- 地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障がいに対する住民の理解を深めるため、地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

【活動指標】

自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

■ 【参考】国の基本方針 ■

- 福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度移行実績の2倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【成果目標】

項目	人数等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	2人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	3人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	50%	国の目標値は2倍以上、県は3割以上増加とする

項目	人数等	備考
就労移行支援事業利用者数（実績）	8人	平成25年度末時点の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	9人	平成29年度末時点の利用者の目標数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数の増加割合	13%	国・県の目標は、平成25年度末から6割以上増加

項目	人数等	備考
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数（実績）	調整中	平成25年度末時点の数
【目標値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数		平成29年度末時点の目標数

【今後の方向性】

- 就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援策の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や企業側の努力だけでなく、職場の仲間など周囲の人々の見守りや支え合い等が大切です。地域住民に対して、障がい者への理解が深まるよう、啓発に努めます。

【活動指標】

就労移行支援の利用者、利用日数
 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
 （就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

4 指定障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

○利用者実績は年々増加傾向にあります。

○居宅介護の見込量は、平成27年度に37人、667時間、29年度には40人、710時間と見込みます。

サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	539時間 28人	584時間 36人	592時間 36人	667時間 37人	688時間 38人	710時間 40人

*数値は一月あたりの利用時間及び利用人数

【見込量確保に向けて】

- 在宅生活の継続に向けて必要なサービスであり、また、家族等の介護者の高齢化に伴い、今後さらにニーズの高まりが予想されることから、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

○各サービスの見込量は、以下の通りです。

サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	997人日 47人	1,081人日 51人	1,173人日 51人	1,210人日 53人	1,249人日 54人	1,288人日 56人
療養介護	346人日 11人	346人日 12人	346人日 12人	366人日 12人	377人日 12人	389人日 13人
短期入所	27人日 7人	70人日 9人	70人日 9人	72人日 10人	74人日 10人	77人日 10人

*数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- 日中活動の場の確保に向けて、事業者や相談機関等と連携をとり、利用者に対する事業者情報の提供に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害者 身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

- 機能訓練の利用者数はありませんでした。
- 見込量は、以下のように見込みます。

サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人	22人日 1人	22人日 1人	22人日 1人
自立訓練（生活訓練）	19人日 3人	18人日 2人	46人日 2人	82人日 4人	85人日 4人	87人日 4人

*数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。
- サービスの提供に向けて、事業者情報の収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量】

- 現在、就労移行支援、就労継続支援の利用実績があります。
- 見込量は、以下のように見込みます。

サービス名	実績		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
就労移行支援	33人日 4人	108人日 6人	138人日 8人	142人日 8人	147人日 8人	170人日 9人
就労継続支援 (A型)	0人日 0人	4人日 1人	23人日 1人	19人日 1人	19人日 1人	30人日 2人
就労継続支援 (B型)	1,043人日 19人	1,182人日 56人	1,235人日 58人	1,274人日 60人	1,314人日 62人	1,356人日 64人

*数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- 障がい者の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、再チャレンジ支援など、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- サービスの提供に向けて、事業者の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 住まいの確保（居住系サービス）

① 居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。 *平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

【サービス見込量（年間）】

- 現在、グループホームは、平成25年度は11人分の利用実績があります。
- 見込量は、平成26年度に7人、29年度には10人と見込みます。

サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	6人	7人	7人	9人	10人	10人

*数値は一月あたり

*平成24年度と25年度の実績値は、ケアホームとの合算

【見込量確保に向けての方策】

- 地域生活への移行に向けて、居住系サービスの確保が重要になります。家族等介護者の高齢化等にも伴い、ニーズの拡大も予想されることから、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の行動の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていきます。
- 地域生活への移行を希望している方、自立生活を希望している方への住まいの確保に向けて、体験的な利用ができるよう、情報提供を進めていきます。

②施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

- 市内には1事業所あります。今後も利用者の増加が見込まれます。
- 見込量は、平成26年度に43人、平成29年度は47人と見込みます。

サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	43人	42人	43人	44人	46人	47人

*数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- 施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障害者が地域で生活できるように、相談や調整・支援を行います。
地域定着支援	地域の単身障がい者や家庭状況により家族の支援が受けられない障がい者で、自らサービス利用に関する調整が難しい方に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や調整・支援を行います。

【サービス見込量】

- 計画相談支援の利用者数は、平成24年度から施行後3年間で計画的に、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者（児）が対象となります。

- 計画相談支援の利用者数は、平成29年度に月平均15人と見込みます。

サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	1人	5人	13人	14人	14人	15人
地域移行支援	0人	1人	2人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	2人	2人	2人	2人	2人

*数値は一月あたり

*計画相談支援には、支給決定後の継続サービス利用支援の件数を含む。

【見込量確保に向けての方策】

- 4市2町の広域で実施する障害者相談支援事業所で対応していきます。
- 支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組みます。

(5) 障がい児支援

障がい児の相談・支援体制の充実に努めます。

①障害児通所支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	19人	22人	35人	37人	39人	41人

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- 障がい児の発達を支援するために必要なサービスが利用できるよう、提供体制の充実を図ります。
- 障がい児の保護者が、サービスについての情報を得ることができるよう、情報提供の充実を進めます。

②障害児相談支援

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	<p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p> <p>* 障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。</p>

【サービス見込量】

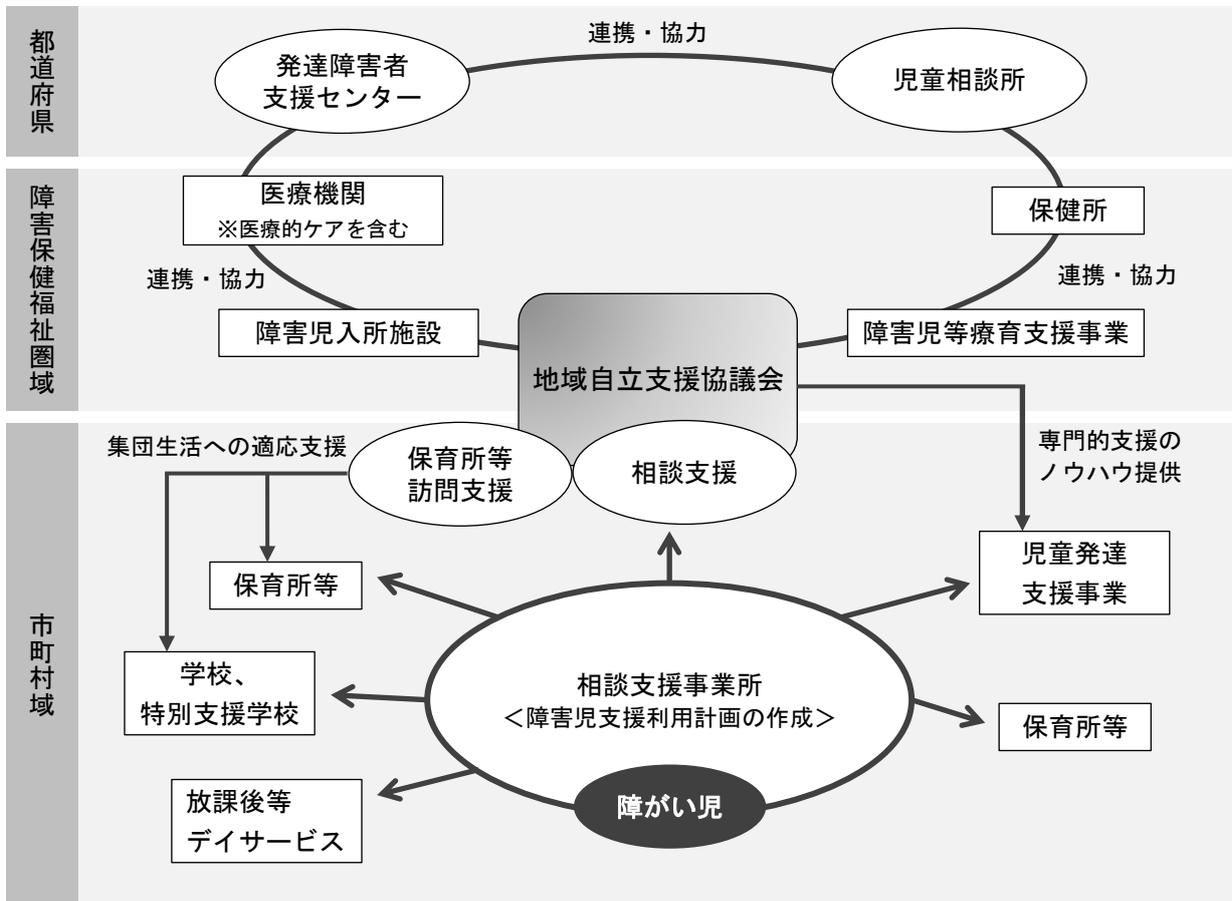
サービス名	実績		見込量			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	0人	2人	5人	6人	7人	8人

*数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- 4市2町の広域で実施する障害者相談支援事業所に対応していきます。
- 支援を必要とする児童が十分な相談ができるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組みます。

■ 地域における障がい児支援のイメージ



5 地域生活支援事業

①概要

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

②量の見込み

白岡市で実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

※年間

サービス名	参考実績		見込み			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業				5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター等機能強化事業				5か所	5か所	5か所
成年後見制度利用支援事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人

サービス名	参考実績		見込み			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	95人	75人	85人	88人	88人	88人
手話通訳者設置事業	3人	0人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	2人	4人	3人	3人	3人	3人
自立生活支援用具	3人	5人	4人	4人	4人	4人
在宅療養等支援用具	0人	3人	2人	2人	2人	2人
情報・意志疎通支援用具	5人	4人	5人	5人	5人	5人
排泄管理支援用具	308人	327人	360人	371人	371人	371人
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
手話奉仕員養成研修事業	19人	21人	22人	23人	23人	23人
移動支援事業	30人 1,321時間	29人 1,237時間	28人 1,150時間	31人 1,370時間	31人 1,370時間	31人 1,370時間
地域活動支援センター機能強化事業	5か所 16人	5か所 19人	5か所 20人	5か所 21人	5か所 21人	5か所 21人
日中一時支援事業	19人	17人	18人	19人	19人	19人
訪問入浴サービス事業	0人	2人	3人	4人	4人	5人
更生訓練費・施設入所者就職支度金給 付事業	1人	0人	1人	1人	1人	1人
知的障害者職親委託制度	0人	0人	0人	1人	1人	1人
社会参加促進事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人

③実施に向けた考え方

事業名	内 容
相談支援事業	<p>○引き続き4市2町の広域により、相談支援事業所5か所を実施します。</p> <p>○個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置を充実するなど、相談支援体制の強化に努めます。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>○判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を進めていきます。</p>
意思疎通支援事業	<p>○手話通訳者派遣事業は市の事業として実施していくほか、必要なサービスが確保できるよう、埼玉聴覚障害者情報センターとも連携・協力し、事業の充実に努めていきます。</p> <p>○要約筆記奉仕員派遣事業は引き続き、埼玉聴覚障害者情報センターに委託して実施していきます。</p> <p>○広域において手話講習会開催などにより、手話通訳者等の養成に継続して取り組みます。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>○引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>○引き続き手話講習会を実施します。</p>
移動支援事業	<p>○引き続き必要な方に移動支援事業として実施します。</p>
地域活動支援センター機能強化事業	<p>○地域活動支援センターが地域の創作的活動又は生産活動の機会の提供の場となるよう、継続的な事業運営や事業の充実に向けて、事業者への情報提供や各種支援に努めていきます。</p>
日中一時支援事業	<p>○サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。</p> <p>○その他サービスとも、引き続き、事業を継続していきます。</p>
訪問入浴サービス事業	
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
知的障害者職親委託制度	
社会参加促進事業	

6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（1）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成が必要となったため、相談支援の提供体制の整備と質の確保が求められます。相談支援専門員の研修情報の提供など、地域自立支援協議会との連携に努めます。

（2）確実な情報提供

障害者総合支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページなどを活用しつつ、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（3）サービス提供基盤の整備方針

各サービスの提供に関しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域で設置している地域自立支援協議会を活用して周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討を図ります。また、現在事業展開のないサービスについては担い手を作っていく視点も重要であることから、県のNPO活動支援等の情報提供を行い、事業者の育成につなげていきます。

（4）サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供していくために、地域自立支援協議会を有効に活用し、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し充実に努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障がい者（児）のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、広域で設置している地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がい者（児）についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

(3) 障がい者（児）の地域参加の促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。地域行事や各種イベントに、障がい者（児）が積極的に参加していけるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

また、地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの市民の参加が不可欠です。

市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

平成18年度から広域により、様々な立場からの参画を得て地域自立支援協議会を設置し、多様な意見・提言に基づき、地域の障がい福祉に関する支援体制の確立や、障がい福祉に関する資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいます。今後も、地域自立支援協議会での検討を中心に、地域ネットワークの強化と、それに基づく効果的な支援の充実に取り組んでいきます。

(3) 計画の点検・管理体制

障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握するとともに、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に努めます。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

